

令和 5 年 1 0 月 1 6 日

南相馬市農業委員会
1 0 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和5年10月16日(月) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	欠
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 隆雄

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

主 事 平田 幸子

農地集積課

係 長 但野 典康

主 事 増田 涼

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 37 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 38 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 39 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 6	報告第 40 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 7	報告第 41 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 8	報告第 42 号	農地専門委員会の開催報告について
日程第 9	報告第 43 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 10	報告第 44 号	違反転用事案の報告について
日程第 11	議案第 116 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 12	議案第 117 号	農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 13	議案第 118 号	特定農用地利用規程の廃止について
日程第 14	議案第 119 号	農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
日程第 15	議案第 120 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 16	議案第 121 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 17	議案第 122 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 18	議案第 123 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）
日程第 19	議案第 124 号	農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
日程第 20	議案第 125 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 21	議案第 126 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 22	議案第 127 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 23	議案第 128 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 24	議案第 129 号	現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会 午後１時４０分）

議 長 只今より、令和５年１０月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は１９番委員であります。そのため、本日は職務代理者の私が議長を務めさせていただきます。また、３番委員からは、所用の為に午後３時頃退席との通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号４番委員、５番委員、６番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。９月定例総会以降本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第３、報告第３７号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第９号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第３７号専決第９号についてご説明いたします。議案書の２ページから３ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１６条第１項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第２条により、調整委員２名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第１０号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第３７号専決第１０号についてご説明いたします。議案書の４ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１６条第１項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第２条により、調整委員２名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第 1 1 号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 3 7 号専決第 1 1 号についてご説明いたします。議案書の 5 ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第 2 条により、調整委員 2 名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第 1 2 号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 3 7 号専決第 1 2 号についてご説明いたします。議案書の 6 ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第 2 条により、調整委員 2 名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 4、報告第 3 8 号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の 1 4 番委員からの報告を求めます。

14番委員 報告第38号についてご説明をいたします。議案書は7ページになります。10月4日午後1時より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース西側において、出し手1名、福島県農業振興公社1名、調整委員2名、事務局1名により開催をいたしました。協議の内容ですが、出し手側から10アールあたり40万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地につきましては、10アールあたり40万円で、公社が購入することとなりました。売買代金は247万4,400円となり、公社手数料といたしまして2万4,700円を差し引き、支払い額は244万9,700円となります。なお、この案件につきましては、議案第116号の農用地利用集積計画に記載しておりますので、後ほど審議の方よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言を願います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第39号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の14番委員からの報告を求めます。

14番委員 報告第39号についてご説明をいたします。議案書は8ページになります。10月4日午後2時より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース西側において、出し手1名、福島県農業振興公社1名、調整委員2名、事務局1名により開催をいたしました。協議の内容ですが、出し手側から10アールあたり35万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地につきましては、10アールあたり35万円で、公社が購入することとなりました。売買代金は140万2,450円となり、公社手数料といたしまして1万4,000円を差し引き、支払い額は138万8,450円となります。なお、この案件につきましては、議案第116号の農用地利用集積計画に記載しておりますので、後ほど審議の方よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言を願います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、報告第 4 0 号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の 1 4 番委員からの報告を求めます。

1 4 番委員 報告第 4 0 号についてご説明をいたします。議案書は 9 ページになります。1 0 月 4 日午後 3 時より、南相馬市役所北庁舎 2 階打ち合わせスペース西側において、出し手 1 名、福島県農業振興公社 1 名、調整委員 2 名、事務局 1 名により開催をいたしました。協議の内容ですが、出し手側から 1 0 アールあたり 4 0 万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地につきましては、1 0 アールあたり 4 0 万円で、公社が購入することとなりました。売買代金は 1 4 1 万 6 , 8 0 0 円となり、公社手数料といたしまして 1 万 4 , 1 0 0 円を差し引き、支払い額は 1 4 0 万 2 , 7 0 0 円となります。なお、この案件につきましては、議案第 1 1 6 号の農用地利用集積計画に記載してございますので、後ほど審議の方よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言をお願いします

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 7、報告第 4 1 号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の 1 4 番委員からの報告を求めます。

1 4 番委員 報告第 4 1 号についてご説明をいたします。議案書は 1 0 ページになります。1 0 月 4 日午後 3 時 3 0 分より、南相馬市役所北庁舎 2 階打ち合わせスペース西側において、出し手 1 名、福島県農業振興公社 1 名、調整委員 2 名、事務局 1 名により開催をいたしました。協議の内容ですが、出し手側から 1 0 アールあたり 4 0 万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地につきましては、1 0 アールあたり 4 0 万円で、公社が購入することとなりました。売買代金は 1 5 3 万 8 0 0 円となり、公社手数料といたしまして 1 万 5 , 3 0 0 円を差し引き、支払い額は 1 5 1 万 5 , 5 0 0 円となり

ます。なお、この案件につきましては、議案第 116 号の農用地利用集積計画に記載してございますので、後ほど審議の方よりお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言をお願いします

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 8、報告第 42 号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。農地専門委員長からの報告を求めます。

委員長 議案第 42 号について報告いたします。当日配付議案資料の 2 ページから 4 ページになります。去る 10 月 5 日午前 9 時から正午まで、協議事項の（1）9 月定例総会継続審議案件に係る現地調査について、（2）農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請に係る現地調査について、（3）農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請に係る現地調査についての 3 件について、農地専門委員 11 名、農業委員会事務局職員 2 名により現地調査を行いました。

まず、9 月定例総会で継続審議となっていた原町区深野地区の営農型太陽光発電設備導入に係る農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について調査を行いました。設定人である営農者立ち会いのもと、現地調査を行った結果、土壌の水はけや柿の生育状況について課題がありましたので、土壌の水はけについては、土側溝の整備や暗渠排水の実施、柿の生育状況については、福島県や近郊の柿栽培農家へ栽培管理について相談する等、改善するよう指導を行いました。また、これらの内容を踏まえた改善計画書を作成し、提出を求めることにいたしました。詳細については、議案第 128 号の中で報告いたします。

次に、原町区上高平字柳町地内において、農地法 5 条の規定による所有権移転の許可申請があり、申請地が 1 万平方メートル以上の大規模であることから、農地専門委員会が現地に赴き、立地基準、一般基準を満たしているか等について調査を行いました。譲受人立ち会いのもと、現地調査を行った結果、園芸作物集出荷施設の建設であり、第 1 種農地のため原則として転用することができませんが、本案件については例外的に許可することができる事業の「地域の農業振興に資する施設のための事業」に該当するため、許可基準を満たしていると判断いたしました。詳細については、議案第 126 号の中で報告いたします。

最後に、原町区大甕字林崎地内において、農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請があり、申請地が 1 万平方メートル以上の大規模であることから、

農地専門委員会が現地に赴き、立地基準、一般基準を満たしているか等について調査を行いました。代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行った結果、農地を効率的に耕作するために盛土し、良質土を客土して農地改良を行うものであり、転用期間終了後は畑として^{そさい}蔬菜類を作付けする予定となっているため、今後の営農計画について計画書を求めることとし、基準を満たしていると判断いたしました。詳細については、議案第 1 2 8 号の中で報告いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

1 1 番委員 柿の木の栽培について、改善計画書を作成して提出を求めるとなっておりますが、いつ頃までに提出を求めるようにしたのでしょうか。

事務局 今月中に提出を求めることとしております。

1 1 番委員 分かりました。

議 長 その他に質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 9、報告第 4 3 号「農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 4 3 号についてご説明いたします。議案書の 1 2 ページになります。今回 5 件の案件がございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 1 0、報告第 4 4 号「違反転用事案の報告について」を議題とい

たします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第44号についてご説明をいたします。議案書の13ページから15ページ、整理番号1番から5番につきまして、当事者の氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日は記載のとおりです。先ず、整理番号1番ですが、昭和45年頃に住宅を建築した際、既に当該地には納屋が建築されておりました。建築したのは先代であるため、建築時の経緯は不明であります。今日まで農業用の納屋として使用をしております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号2番ですが、平成31年頃から違反者が役員を務めております会社で、砕石やコンクリートブロック等の資材置場として利用をしております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号3番ですが、平成7年に土地所有者が住宅を建築した際に、自転車、バイク置場が必要となり、住宅の裏手に下屋を建築しました。また、物置も必要となったため、倉庫を建築しました。宅地を譲り受けましたが、現在の状態で使用をしております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号4番ですが、令和5年9月2日で営農型太陽光発電に係る一時転用許可期間の3年間の満了となりましたが、一時転用の更新を失念してしまったものになります。

最後に、整理番号5番ですが、令和5年3月15日に転用許可を得ましたが、当初予定しておりました太陽光パネルが廃盤となり、パネルの規格を変更したことでパネル杭の位置がずれてしまいました。転用面積及び位置が変更になったことから、違反転用状態になってしまったものです。以上です。

議長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第11、議案第116号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第116号についてご説明いたします。議案書の16ページから17ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求め

られたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 116 号について説明いたします。議案書 16 ページから 17 ページの整理番号 1 番から 4 番までとなり、所有権移転が 4 件となります。この案件は報告第 38 号から報告第 41 号に係る内容です。なお、所有権移転の対価については、所有権移転調整会議において決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次 に、日程第 12、議案第 117 号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、8 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 117 号についてご説明いたします。議案書の 18 ページから 33 ページになります。市が農用地利用規程を認定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第 24 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 117 号についてご説明いたします。議案書の 18 ページから 33 ページになります。鹿島区西真野地区において営農改善組合を結成し、農用地利用規程を作成しましたので、認定にあたり審議を求めるものです。なお、西真野地区

には、重複する江垂営農改善組合につきまして、後の議案第 118 号にて説明をいたしますので、ご承知をお願いいたします。西真野地区農用地利用規程の内容については 21 ページからになります。当該規程は農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、西真野地区の農業振興と農業経営の改善を目的としています。第 2 条に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に三つの取り組みを示しております。第 3 条の実施区域につきましては、33 ページの区域図のとおりです。第 4 条から第 14 条では、第 2 条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
 8 番委員の復席を許します。暫時休議します。

 （休議）

議 長 再開します。

議 長 次に、日程第 13、議案第 118 号「特定農用地利用規程の廃止について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 118 号についてご説明いたします。当日配付議案書の 5 ページから 16 ページになります。市が農用地利用規程を廃止するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 24 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 118 号について説明いたします。当日配付議案書の 5 ページから 16 ページになります。今回、鹿島区西真野地区の営農改善組合結成及び農用地利用規程の認定に伴いまして、江垂営農改善組合の特定農用地利用規程を廃止にするもので、特定農用地利用規程の内容については、8 ページからになります。西真野地区の営農範囲は、議案第 117 号でお示ししましたとおり、川子、江垂、塩

崎の集落です。したがって、江垂営農改善組合の営農範囲が西真野地区営農改善組合の営農範囲と重複することから、令和5年9月10日に、江垂営農改善組合の総会を開催し、解散の議決を行ったところです。今回の廃止は、江垂営農改善組合の解散に伴うものでございますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第119号「農地法第3条の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第119号についてご説明いたします。議案書の35ページになります。3条許可となった所有権移転の取消願が1件あります。申請当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。取り消しをする理由ですが、都合により売買に至らなかったため、許可の取り消しをするものになります。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第120号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号11番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、13番委員にはこの間退席をお願いします。暫時休議します。

 （休議）

議 長 再開します。事務局から申請番号11番の説明を求めます。

事務局 議案第120号申請番号11番についてご説明いたします。議案書の38ペー

ジになります。詳細については記載のとおりです。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
13番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。

議 長 それでは、議案第120号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」の残り全部について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第120号の残り全部についてご説明いたします。議案書の36ページから38ページ、申請番号1番から8番及び10番について、詳細については記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第121号「農地法第3条の規定による貸借権等設定

の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第121号についてご説明いたします。議案書の39ページから40ページ、申請番号1番から6番について、詳細については記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号5番については、議案第128号申請番号3番の関連案件であり、営農型太陽光発電設備設置に係る賃借権設定の申請です。次に、申請番号6番については、議案第128号申請番号1番の関連及び令和5年9月の定例総会継続審議案件であり、営農型太陽光発電設備設置に係る地上権設定の申請です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第17、議案第122号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第122号についてご説明をいたします。議案書の41ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番につきましては、報告第44号整理番号1番の関連であり、違反転用の追認許可を受けるものとなっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、4番委員。

4番委員 議案第122号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページになります。申請事由は記載のとおりであり、報告第44号整理番号1番関連の案件であり、違反転用の追認を得るものです。去る10月10日午後0時50分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

た。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、16 番委員。

16 番委員 議案第 122 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 2 ページです。去る 10 月 10 日午後 3 時 30 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 18、議案第 123 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 123 号についてご説明をいたします。議案書の 42 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。事業内容は営農型太陽光発電施設の設置であり、一時転用期間は 10 年間、営農作物は牧草となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、調査委員を代表しまして、3 番委員から報告を願います。

3 番委員 議案第 123 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 3 ページになります。去る 10 月 11 日午前 9 時頃より、7 番委員とともに、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 19、議案第 124 号「農地法第 5 条の規定による許可処分取消願出について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 124 号についてご説明いたします。議案書の 43 ページ、申請番号 1 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消願出をする理由については記載のとおりです。令和 5 年 3 月に営農型太陽光発電設備を設置する目的で転用許可を受けました。太陽光パネルを設置するにあたり、当初予定していた太陽光パネルが廃盤となったことから、パネルの規格を変更したことで、杭の位置や転用面積が変更となりました。許可後の転用面積及び配置等が変更になったことから、転用許可を取り消しするものです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 20、議案第 125 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 125 号についてご説明いたします。議案書の 44 ページから 45 ページ、申請番号 1 番から 6 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号 1 番については、報告第 44 号整理番号 2 番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号 2 番については、報告第 44 号整理番号 3 番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、私が説明いたします。

議案第125号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。去る10月10日午前11時頃より、代理人行政書士立ち合いのもと、現地調査を行いました。現地案内図は4ページのとおりです。本件は報告第44号整理番号2番の関連案件でございます。代理人行政書士との現地調査の結果、すべての基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 次に、申請番号2番、3番について、11番委員。

11番委員 議案第125号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。報告第44号整理番号3番の関連であり、現地案内図は5ページになります。申請事由は記載のとおりです。去る10月10日午後2時頃より、代理人行政書士立ち合いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第125号申請番号3番についての現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページになります。申請事由は記載のとおりです。なお、一時保管場所は現在原町区に1箇所、小高区に2箇所あります。去る10月10日午後2時頃より、代理人行政書士立ち合いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号4番、5番について、1番委員。

1番委員 申請番号4番、5番につきましては、調査した場所と時間、そして立会人が同一人物のため、併せて報告させていただきます。それでは議案第125号申請番号4番及び5番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページ及び8ページです。申請内容は記載のとおりです。去る10月11日午前11時頃より、代理人行政書士立ち合いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号6番について、16番委員。

16番委員 議案第125号申請番号6番について、現地調査の報告をいたします。現地案

内図は9ページです。去る10月10日午後2時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第21、議案第126号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第126号についてご説明いたします。議案書の46ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第1種農地に園芸作物集出荷施設を建築するための転用申請です。立地基準が第1種農地については、原則として転用することができませんが、今回の案件については、例外的に許可することができる事業の「地域の農業振興に資する施設のための事業」に該当します。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番については、農地専門委員会で現地調査を行っておりますので、農地専門委員長から報告を願います。

委員長 議案第126号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページになります。去る10月5日午前10時10分頃より、譲受人立ち会いのもと、農地専門委員会による現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、転用の目的は園芸作物集出荷施設の建設であり、事務局から説明ありましたように、立地基準が第1種農地で原則として転用することができませんが、この案件については例外的に許可することができる事業の「地域の農業の振興に資する施設のための事業」に該当するため、許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第２２、議案第１２７号「農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１２７号についてご説明いたします。議案書の４７ページから５０ページになります。申請番号１番から７番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号１番については、残土置場、碎石置場、資材置場、仮設事務所、駐車場として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から９か月間となっております。

 続きまして、申請番号２番については、作業車駐車場、重機置場、碎石置場として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から９か月間となっております。

 続きまして、申請番号３番については、資機材置場として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から６か月間となっております。

 続きまして、申請番号４番については、工事用事務所、資材置場として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から６か月間となっております。

 続きまして、申請番号５番については、送電線設備建設に伴う駐車場、進入路、休憩場等、倉庫敷地として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から７か月間となっております。

 続きまして、申請番号６番及び７番については、鉄塔周辺工事の工事用地として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から令和６年３月３１日までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号１番について、１番委員。

１番委員 議案第１２７号申請番号１番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は１１ページです。申請内容は記載のとおりです。去る１０月１１日午前１０時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査し

ました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、6 番委員。

6 番委員 議案第 1 2 7 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。去る 10 月 12 日午前 7 時より、設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地案内図は 12 ページです。申請事由は記載のとおりです。調査項目に基づき、現地調査を行った結果、立地基準、一般基準ともに問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号 3 番、4 番、6 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 1 2 7 号申請番号 3 番及び 4 番について、現地調査の結果を併せて報告いたします。現地案内図は 13 ページになります。去る 10 月 11 日午後 1 時 30 分頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。

続きまして、議案第 1 2 7 号申請番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 15 ページから 17 ページになります。去る 10 月 12 日午後 2 時 30 分頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号 5 番について、17 番委員。

17 番委員 議案第 1 2 7 号申請番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 14 ページです。所在、地番、面積は記載のとおりです。申請事由につきましては、鉄塔の建設地は全て林の中ではありますが、鉄塔建設及び、電線張り替えのための資材置場、駐車場兼進入路、休憩所、倉庫、トイレ等の設置は、現地の状況から、当該申請地を選定せざるを得なかったものと判断いたしました。これらのことを踏まえ、去る 10 月 13 日午前 11 時頃より、被設定人 2 名立ち会いのもと、調査項目に従い、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 7 番について、16 番委員。

16 番委員 議案第 127 号申請番号 7 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 18 ページ及び 19 ページです。去る 10 月 13 日午後 4 時頃より、被設定人 4 名の立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりで、来年 3 月までの一時転用であります。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 23、議案第 128 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 128 号についてご説明いたします。議案書の 51 ページから 54 ページ、申請番号 1 番から 4 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番については、報告第 44 号整理番号 4 番の追認を得るための案件であり、加えて令和 5 年 9 月定例総会の議案第 114 号申請番号 1 番の継続審議案件で、令和 2 年 9 月 3 日付けで営農型太陽光発電にかかる一時転用許可の期間が満了となったことから、再度一時転用申請をするものです。

続きまして、申請番号 2 番については、報告第 44 号整理番号 5 番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号 3 番については、営農型太陽光発電設備を設置するための転用申請であり、議案第 121 号申請番号 5 番関連の案件です。栽培作物は百目柿です。一時転用期間は許可日から 10 年間となります。

続きまして、申請番号 4 番については、土捨て場兼農地改良をするための一時転用申請であり、転用期間は許可日から 3 年間となっております。現在の農地には段差があり、農地を効率的に耕作するため、土捨て場として使用した後に良質土を客土して農地改良を行うもので、畑として蔬菜類^{そさい}を作付けする予定となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。まず、申請番号 1 番、4 番については、農地専門委員会で現地調査を行っておりますので、農地専門委員長から報告をお願いします。

委員長 議案第 1 2 8 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 2 0 ページになります。この案件は報告第 4 4 号整理番号 4 番及び議案第 1 2 1 号申請番号 6 番の関連、令和 5 年 9 月定例総会で継続審議となった議案 1 1 4 号申請番号 1 番に係る案件です。去る 1 0 月 5 日午前 9 時 1 0 分頃より、設定人である営農者立ち会いのもと、農地専門委員会による現地調査を行いました。令和 5 年 9 月定例総会では、現地調査委員から、土壌の水はけが悪く、柿の木には根腐れが起き、農作物を営農するには適していない現況であると報告があり、継続審議となっておりますが、設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、土壌の水はけや柿の生育状況について課題がありましたので、土壌の水はけについては土側溝の整備や暗渠排水の実施、柿の生育状況については福島県や近郊の柿栽培農家へ栽培管理について相談する等、改善するよう指導し、これらの内容を踏まえた改善計画書を作成し、1 0 月末までに計画書の提出を求めることにいたしました。これらの対策を実施すれば、改善が見込めるため、許可基準を満たしていると判断いたしました。

 続きまして、議案第 1 2 8 号申請番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 2 3 ページになります。去る 1 0 月 5 日午前 1 0 時 4 5 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、農地専門委員会による現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、転用の目的は農地を効率的に耕作するために盛土し、良質土を客土して農地改良を行うものであり、転用期間終了後は畑として蔬菜類^{そさい}を作付けする予定となっているため、今後の営農計画について計画書を求めることとし、許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上であります。

議 長 次に、申請番号 2 番について、4 番委員。

4 番委員 議案第 1 2 8 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 2 1 ページになります。本案件は報告第 4 4 号整理番号 5 番と関連するものです。申請事由は記載のとおりで、太陽光パネルの規格変更により、パネル杭本数が増え、転用面積及び位置が変更となった違反転用状態の追認を得るものです。去る 1 0 月 1 1 日午後 0 時 5 0 分頃より、私と 1 4 番委員の 2 名で、申請人の代理人及び営農者立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査

項目に基づき、代理人及び営農者からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。また、設置されているパワーコンディショナー及び太陽光パネルの型番をチェックし、申請書記載のものと一致していることも念のため確認しました。なお、併せて営農状況も確認しました。太陽光パネル下部にヒサカキ、下部以外にシキミが植栽されていることは確認できましたが、除草がきれいにされておらず、シキミ植栽エリアにおいては、雑草の刈払い時にシキミまで刈払いされており、欠株状態になっている箇所が見られました。そのため、シキミ植栽エリアは一度きれいに除草し、欠株となったシキミは補植し、その状態を写真に撮り、事務局に提出することを指導しました。加えて、具体的な方法や人数等を記載した年間の除草計画書を事務局に提出することを指導しました。なお、10月中を目途に提出いただくことで話をしました。以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号3番について、現地調査委員を代表しまして、3番委員から報告をお願いします。

3番委員 議案第128号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は22ページになります。去る10月11日午前9時30分頃より、7番委員とともに、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

15番委員 申請番号4番について、面積が広いのですが、非農地ということにはできないのでしょうか。営農されておらず、草が生い茂っている状態でしたので、初めから非農地ということではいけないのか、お伺いをいたします。

事務局 この案件については、2年ほど前からご相談いただいていたものになります。土地所有者が耕作するための農地改良になりますので、非農地にするのお話はありませんでした。

15番委員 以前より話は聞いておりましたが、耕作する意思がないみたいですよ。荒れている土地ですから、重機が入っても田や畑として利用はできないと思います。3年後には必ず畑にするという申請ですが、初めから非農地にしたらいいのではないのでしょうか。

事務局 今回の案件については、農地に段差があり耕作がしづらいということで、効率的に使うために、土捨て場として使用後に良質の土を入れて、畑として使うという申請になります。畑として使うための農地改良になりますので、非農地にしたいという意思はお伺いしておりません。

15番委員 この被設定人について、以前に高平地区でも同じことがありました。3年前、山砂を運ぶために、田を仮設道路にして使いたいということで、一時転用申請を認めた経緯があります。今回の案件は、3年後に耕作できないとの理由で、非農地にして下さいということになると思います。その辺りはどう考えておりますか。

事務局 耕作をするための農地転用になりますので、非農地にはできません。なお、申請地については、第1種農地に該当しますので、恒久的な転用自体ができない所になりますから、農地改良した後は農地として耕作するというお話をお伺いしております。

15番委員 この被設定人である会社及び個人は耕作する意思がよく分かりません。以前にも同じことをしておりますので、3年後に耕作する確約をとれるのかをお伺いします。

事務局 農地専門委員会で報告のあったとおりですが、今後の営農計画について計画書を求めるということにしております。

議 長 暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 それでは、申請番号4番については継続審議とし、次月までに営農計画書を提出していただき、次月の定例総会にて営農計画書の内容の妥当性を再度審議し、結論を出したいと思います。それでよろしいですか。

11番委員 現地案内図を見ますと、空白の部分が2箇所あります。この部分はどうするのでしょうか。

事務局 この2箇所についてですが、相続されていない土地になります。相続するのに

はもう少し時間がかかるということで、今回の申請地からは除外してあります。地権者は、今回の申請者とは別の方になります。この箇所は事業地に含まれません。

11番委員 この2箇所について地権者の承諾を得ない限り、工事着工できないのではないのでしょうか。周囲に盛土をすると、ここだけ低く段差ができてしまうと思うのですが。

事務局 水路を設けますので、水が溜まらないような計画となっておりますが、改めて確認いたします。

議 長 それでは、申請番号4番については、継続審議といたします。営農計画書に加えて11番委員から出た質問事項についても、次月に再審議をし、許可をするのかどうか結論を出すようにいたします。

議 長 そのほか、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、申請番号4番については継続審議とし、その他の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第24、議案第129号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第129号についてご説明をいたします。議案書の55ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地一筆を非農地と判定をいたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告の方をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、13番委員から報告を願います。

13番委員 議案第129号申請番号1番について、現況確認調査をいたしましたのでご報告いたします。去る10月5日午後1時30分より、農業委員2名、農地利用最

適化推進委員 1 名、事務局職員 1 名の計 4 名で現況確認調査を行いました。現地案内図は 24 ページです。現地は公道が通っている南側と東側には既に家が建っており、北側と西側には幅約 1.5 メートルほどの用水路が通っており、かつ、この用水路側は 1 メートルから 1.5 メートルほどの坂となっており、現地は袋地になっております。現地に赴くためには、第三者の市有地を通る必要がある状況で、農機具の搬入も、事実上困難な場所となっており、非農地と判断しました。以上、現地調査の報告といたします。皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

10 番委員 この場所は私も時折通りますが、震災後に住宅ができました。この田については進入路がなく袋小路になっているようですが、なぜ袋小路となる計画で農地転用の許可を出したのですか。

事務局 10 番委員のおっしゃるように、こちらは平成から令和にかけて住宅の建築が進んだエリアになっております。住宅を建築する際、この土地に進入するための通路について、住宅転用の段階では進入できるように設けますということで計画をいただいていたのですが、工事完了後におそらく使用用途が変わったのか分かりませんが、その進入路がないような状況で、今現在は個人宅の私有地を経由して進入するような状態になっております。なおかつ、この土地が 896 平方メートルあるのですが、恐らくイノシシ等が入れないようにだと思いののですが、フェンスで 2 分割されたような形になっています。当初の計画では、進入路についての言及もあったようですが、今現在はなくなっているという状況になっております。

10 番委員 進入路が何故なくなったのか不思議です。許可する際に、確認をしないで許可を出したのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

議 長 それでは、本件について、現地調査員からもお話を伺いたいと思います。

13 番委員 今のお話を総合してお聞きしますと、転用申請の段階では袋地にならないように通路を設けた図面等を添付し、これでやりますという申請があり、許可が下りたが、実際は私があ現場で行政書士に聞いたのは、通路となるはずだった場所が既に駐車場になっており通れないようになっておりました。要するに、申請の段階での設計計画と、実際の施工が異なっていたというのが、おそらく実態であり、これを意図してやったのか、見過ごしてやったのか分かりませんが、そういう状況なのかなと私は思いました。私が把握している情報は以上です。

１０番委員　農業委員会で非農地になるのを認めたようなものですよね。進入路がなくなったということは。

事務局　目の前の住宅を建築する際には、ここを通過して行きますとの内容になっておりましたので、進入が可能であることから許可を出しております。ただ、実際建築し終わった後に、その部分が現在駐車場のよう形になっておりまして、車が２台ほど駐車している状況でして、そこを通過しては行けない状況になっております。

議　長　　暫時休議します。

（休議）

議　長　　再開します。

議　長　　ただいま１０番委員からありました質問事項について、事務局として問題点を再整理する時間が必要ということですので、本件については継続審議とし、次月に事務局にて、問題点を整理した結果について再度報告をいただき、その内容で結論を出すという形にしたいと思います。１０番委員それでよろしいですか。

１０番委員　はい、分かりました。

議　長　　そのほか、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、議案第１２９号については継続審議といたします。

議　長　　以上で、本日予定いたしました報告８件及び議案１４件、合わせて２２件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の１０月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

（閉会　午後３時２７分）

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和5年11月15日

議事録署名人(4番・ハラダ ヨシノリ)

議事録署名人(5番・サトウ マサシ)

議事録署名人(6番・ハマナ ヒロユキ)
